

令和3年度畜産生産力・生産体制強化対策事業

実施主体

公 募 要 領

令和3年4月

農林水産省生産局

第1 総則

畜産生産力・生産体制強化対策事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりとします。

第2 目的

本事業は、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の取組、草地改良や飼料作物の優良品種の利用による草地生産性向上に向けた取組、飼料生産組織の作業効率化・組織運営強化の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料の生産・利用拡大に向けた取組、地域の未利用資源活用やエコフィード製造コストの削減等によるエコフィードの生産利用体制高度化の取組及び耕作放棄地等における放牧の取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とします。

第3 公募対象事業の事業内容及び応募者の要件等

1 公募対象事業の内容等

公募対象事業の内容、補助率等は、別表1の「事業メニュー及び内容等について」のとおりとします。

2 応募の要件

公募対象事業の応募者の要件は、別表2の「事業内容及び応募者の要件について」のとおりとします。

3 申請人

公募対象事業の応募者は、応募に当たって、当該組織の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者（以下「事業代表者」という。）を申請人とするを要することとします。この場合において、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

第4 補助対象経費の範囲

1 公募対象事業の補助の対象となる経費は、第3の1の事業内容の実施に直接必要な別表3の「補助対象経費について」に記載されているもののうち、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。

3 申請額については千円単位で計上してください。なお、補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。

第5 申請できない経費

1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

- (1) 不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与その他の各種手当）
- (3) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- (6) 国の他の事業による補助金を受けた経費
- (7) その他当該事業の実施に関連のない経費

第6 事業実施期間

公募対象事業の実施期間は、令和3年度中とします。

第7 事業実施主体の審査

1 審査の方法

別表1の事業については、応募者が所在する地域を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、第11の2の(3)に掲げる書類について確認を行い、申請内容等について審査して行うものとします。応募内容について確認が必要な場合には、必要に応じ、地方農政局から提出書類の内容について問合せをすることがあります。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は、返還しませんので御了承ください。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

- (1) 提出された申請書類について、応募要件（応募者の要件、申請金額、事業期間等）及び事業実施計画の内容についての形式審査を実施します。

なお、応募要件を満たしていないものについては、(2)以降の審査の対象から除外されます。

- (2) 審査は、3に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募者からのヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取することができるものとします。

- (3) (2)の結果を踏まえ、事業実施主体候補者を選定します。

3 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

- (1) 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。

(2) 事業執行方法の妥当性

取組内容、取組手法が明確であるか。

(3) 事業計画等の妥当性

事業計画等（事業内容、事業費等）が適当であるか。

本事業の実施能力を有しているか。

(4) 補助金管理体制の妥当性

補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程を整備済みであり、適正な執行体制を有しているか。

決算時において、財務状況が健全な団体であるか。

(5) 交付決定取消の原因となる行為の有無

過去3カ年に国からの交付決定取消を受けていないか。

4 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、事業実施主体候補者を決定次第、地方農政局より速やかに応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知については、事業実施主体候補者となった旨を通知するものであり、別途必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることとなります。

第8 事業の実施について

本事業は、「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱」、「畜産生産力・生産体制強化対策事業費補助金交付要綱」及び「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領」（以下「実施要綱等」という。）に従い、事業を実施していただくこととなります。

第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消されるものとします。

1 同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えないものとしますが、他の事業への申請内容、採択の結果により、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場合があるものとします。

2 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

第10 採択後の事業代表者の責務等

補助金の交付決定を受けた事業代表者は、事業の実施及び交付される補助金の執行

に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

1 事業の推進

事業代表者は、実施要綱等を遵守し、事業実施上のマネージメント、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業代表者の下で一括して行うものとします。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）等が適用されるものとします。
- (2) 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び「「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について」（平成 19 年 12 月 27 日付け 19 経第 1440 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、生産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたことを踏まえ、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、計画的かつ的確に遂行しなければならないものとします。
- (3) 事業代表者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- (4) 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を、当該組織の会計部局等において実施するものとします。

なお、特殊な事情により、当該組織の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。

3 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、農林水産省は報告のあった成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

第 11 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

別記様式により、「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書」他を作成し、提出期間内に提出してください。

2 応募方法

提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

- (1) 提出期間

令和3年4月2日（金曜日）から令和3年5月31日（月曜日）17時まで（必着）とします。

(2) 提出先・問合せ先

- ・応募者の所在地：北海道
北海道農政事務所生産支援課
〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22
電話：011-330-8807（直通）
メールアドレス：rakuchiku_hn@maff.go.jp
- ・応募者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東北農政局生産部畜産課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
電話：022-263-1111（代表）（内線4093）
メールアドレス：tohoku_chikusan_info@maff.go.jp
- ・応募者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
関東農政局生産部畜産課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
電話：048-740-0027（直通）
メールアドレス：tikusan_kanto@maff.go.jp
- ・応募者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県
北陸農政局生産部畜産課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60
電話：076-232-4317（直通）
メールアドレス：tikusan_hokuriku@maff.go.jp
- ・応募者の所在地：愛知県、岐阜県、三重県
東海農政局生産部畜産課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
電話：052-223-4625（直通）
メールアドレス：tokai_chikusan_info@maff.go.jp
- ・応募者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿農政局生産部畜産課
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
電話：075-414-9022（直通）
メールアドレス：kinki_chikusan_siryo@maff.go.jp
- ・応募者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
中国四国農政局生産部畜産課
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1
電話：086-224-4511（代表）
メールアドレス：tikusan_ka_chushi@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州農政局生産部畜産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1

電話：096-300-6290（直通）

メールアドレス：kyusyu_shiryo@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

電話：098-866-1653（直通）

メールアドレス：okinawa.seisan.v6g@ogb.cao.go.jp

(3) 提出書類

以下の書類を提出してください。提出書類は返却しません。また、機密保持には十分配慮します。

- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 応募者の経歴（概要）、応募者の定款（又は規約）など応募者の活動が分かる資料（ただし、前年度に採択された応募者については、内容に変更が無い場合に限り省略することができます。）

※ 応募書類の提出は、原則として「郵送、電子メール又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には提出先に連絡して確認の上、「持参」することができます。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。1つの封筒に入れ、「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。なお、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。

※ 応募書類の差替えは固くお断りいたします。

※ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください。（様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。）

※ 応募書類を電子メールにより提出を希望する場合には、問合せ先に送付先アドレスを確認し、件名を「畜産生産力・生産体制強化対策事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」としてください。

第12 公示への委任

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、農林水産省のホームページに掲載することにより行います。

別記様式

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

住所
称号又は名称
代表者氏名

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体への応募について

畜産生産力・生産体制強化対策事業に係る公募要領第 11 の 1 に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

※複数の事業に応募する場合は、それぞれの事業ごとに別添を作成し、本様式に添付し、提出して下さい。

別添

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書

応募事業名	
-------	--

<p>受付番号</p> <p>※ 応募者は記入し ないこと。</p>

(注) 応募事業名には別表1の「事業メニュー及び内容」欄の事業メニュー名を記載する。

1 応募者の概要

・次の項目について記載

事業実施主体			
申請者 (事業代表者)	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX		
会計担当者	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス		
事務連絡先	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス		

2 事業執行体制について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制について
 - ② 組織のフロー図（既存の印刷物等のコピーでも可）

3 事業執行方法について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 取組内容、執行手法は明確であるか。

4 事業計画等について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 事業実施計画等が適当であるか。
 - （※ 事業実施計画書及びその他申請書類を添付）
 - ② 事業実施計画等の的確な策定（事業内容、事業費等）及び事業実施・点検の進め方について

5 補助金管理体制について

- ・次の項目について、具体的に記載
 - ① 会計規程の整備及び執行体制について
 - ② 現在の財務状況について

6 過去3カ年に交付決定取消を受けていないか

- ・受けていない場合は、右の□に✓を記入

7 障害者の就労について

- ・障害者が就労している場合は、右の□に✓を記入
- ※該当する場合、審査において加点される事業があります。

(注)内容は追加的に照会する必要がないよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること。（特に枚数は問わない。）

(別表1)

事業メニュー及び内容等について

応募対象事業	事業メニュー及び内容	補助率	備考
4 草地生産性向上対策	<p>(1) リスク分散型草地改良推進</p> <p>① 調査分析(土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌硬度測定及び概況調査)及び技術普及</p> <p>② リスク分散型草地改良の取組</p> <p>ア 収穫適期の異なる草種(又は品種)を組み合わせた作付け体系の導入の取組</p> <p>イ 現状よりも多刈刈が可能な草種への転換の取組</p> <p>ウ 耐倒伏性の優れた品種への転換の取組</p> <p>エ 初冬季播種(フロストシーディング)の取組</p> <p>オ サブソイラ等による耕盤層の破碎によりほ場の排水性を改善する取組</p> <p>カ 麦類同伴播種等により牧草の初期生育段階の土壌流亡等を回避する取組</p> <p>キ 越冬性等に優れ高栄養価のマメ科牧草(ガレガ)を導入する取組</p> <p>ク 倒伏低減のための高収量作物の栽培方法(栽植密度等)を改善する取組</p> <p>ケ その他不安定な気象に対応したリスク分散の効果が期待できる取組として地方農政局長が認める草地改良の取組</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内(10a 当たりの上限金額は 17 千円とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他やむを得ない事由が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りではない。)</p>	<p>1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を生産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。</p> <p>(1) 2か年計画の2年目の継続事業実施に係る予算を優先配分。</p> <p>(2) 審査点数の高いものから順に予算を配分。</p> <p>(3) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。</p> <p>2 以下の(1)又は(2)の場合は、審査時に加点される。</p> <p>(1) 以下の①及び②の取組を実施する場合</p> <p>① 大学に所属し草地改良に専門的な知見を有する専門家から助言を得</p>

			<p>る</p> <p>②技術普及に関する以下の取組を2つ以上実施する</p> <p>ア 看板設置によるほ場展示</p> <p>イ 事例発表や意見交換のための会議や飼料生産組織等への現地研修会等の開催</p> <p>ウ 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布</p> <p>エ ホームページや機関紙等への掲載による取組事例等の周知</p> <p>オ その他技術普及に資するものとして地方農政局長が適当と認める取組</p> <p>(2) 障害者が就労している場合</p>
5 飼料生産利用体系高効率化対策	<p>(1) 飼料生産組織強化対策</p> <p>① ICT活用等による飼料生産作業の効率化対策</p> <p>ア 飼料生産の高効率化に向けた検証・普及</p> <p>(ア) 作業効率化に向けた検討等を行うために必要な経費</p> <p>(イ) 飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>	<p>1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を生産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。</p> <p>(1) 「北海道」と「都府県」</p>

<p>析等に必要経費</p> <p>イ 飼料生産作業の高効率化の実証 (ア) ICT機器の購入又はレンタルに係る経費 (イ) 飼料生産作業の高効率化の実証に必要な作業機械の導入(購入又はレンタル)に係る経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>に区分し、各区分に少なくとも1者に対して、予算を配分(全体で1者にしか予算の配分を行うことができない場合はこの限りではない)。(2) 審査点数の高いものから順に予算を配分。(3) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。</p> <p>2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。</p>
<p>② 粗飼料生産・販売による組織運営の強化対策</p> <p>ア 経営コンサルタント等を活用した経営診断及び改善</p> <p>イ 販売先、ほ場及び保管場所の確保 (ア) 調整に係る経費 (イ) 販売先へのサンプル輸送経費 (ウ) 耕作放棄地等を利用するために必要な機械のレンタル経費 (エ) 取組年度に収集した稲わら(ラップされた稲わらは除く)のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウスや保管庫の賃料</p> <p>ウ 労働力不足の解消、作業安全や技術向上等の組織強化に係る経費</p> <p>エ 機械整備技能向上に係る経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内(ただし、195千円以内/年とする。)</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内(ただし、農業機械整備技能士の免許試験費用とし、10千円以内/人とする。)</p>	<p>1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を生産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。</p> <p>2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。</p>

	<p>オ ICT機器の導入（購入、リース又はレンタル）及びデータ活用に係る経費</p> <p>カ 粗飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入（購入、リース又はレンタル）に係る経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>	
	<p>(2) 国産濃厚飼料生産利用推進</p> <p>① 生産・利用体制構築</p> <p>ア 国産濃厚飼料生産利用推進</p> <p>(ア) 国産濃厚飼料生産・利用に必要な対策 関係者による生産・利用の推進会議等の経費</p> <p>(イ) 国産濃厚飼料生産・利用技術の習得に必要な対策 先進地視察、生産・利用農家の育成、研修会の開催、専門家による現地指導等の経費</p> <p>(ウ) 生産者と利用者のマッチング推進に必要な対策 生産者・利用者によるマッチング構築のための会議、生産情報提供等の経費</p> <p>(エ) 国産濃厚飼料生産・利用体制の普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費</p> <p>(オ) 国産濃厚飼料生産・利用技術体系構築等の実証に必要な対策 土壌分析、飼料分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬、国産濃厚飼料生産に必要な機械のレンタル費用等の経費</p> <p>(カ) その他国産濃厚飼料生産・利用体制の構築に必要な経費</p>	<p>定額</p>	<p>1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査（採点）結果を生産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。</p> <p>(1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。</p> <p>(2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。</p> <p>2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。</p>

<p>イ 国産濃厚飼料生産利用技術実践 (ア) 生産物乾燥調製機の改修・整備等 乾燥機、破砕機、粉碎機の改修・整備（改修にあつては、国産濃厚飼料専用機とする場合に限る。） (イ) 生産物調製貯蔵施設の改修・整備 生産物調製貯蔵に必要な保管タンク、簡易型サイロ、コンテナ、簡易保管機、貯蔵施設の改修・整備（改修にあつては、国産濃厚飼料専用施設とする場合に限る。） (ウ) 国産濃厚飼料生産・調製機械の導入 播種用機械、収穫機械、収穫機械専用アタッチメント、梱包機、梱包格納用機械、積込機、農薬散布機</p>	<p>1 / 2 以内</p>	
<p>② 生産・利用拡大体制構築 ア 国産濃厚飼料生産利用拡大推進 (ア) 国産濃厚飼料生産・利用拡大に必要な対策 関係者による生産・利用拡大の推進会議等の経費 (イ) 国産濃厚飼料生産・利用拡大技術の習得に必要な対策 先進地視察、生産・利用農家の育成、研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 (ウ) 国産濃厚飼料生産・利用拡大技術体系構築の実証に必要な対策 土壌分析、飼料分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬、国産濃厚飼料生産に必要な機械のレンタル費用等の経費 (エ) その他国産濃厚飼料生産・利用拡大体制の構築に必要な経費</p>	<p>定額</p>	

	<p>イ 国産濃厚飼料生産利用拡大技術実践 (ア) 生産物乾燥調製機の改修・整備等 乾燥機、破砕機、粉碎機の改修・整備（改修にあつては、国産濃厚飼料専用機とする場合に限る。） (イ) 生産物調製貯蔵施設の改修・整備 生産物調製貯蔵に必要な保管タンク、簡易型サイロ、コンテナ、簡易保管機、貯蔵施設の改修・整備（改修にあつては、国産濃厚飼料専用施設とする場合に限る。） (ウ) 国産濃厚飼料生産・調製機械及び安全・品質管理機材の導入 播種用機械、収穫機械、収穫機械専用アタッチメント、梱包機、梱包格納用機械、積込機、農薬散布機、カビ毒検査キット</p>	1 / 2 以内	
6 国産飼料資源生産利用拡大対策	<p>(1) 未利用資源活用対策 ② 地域の未利用資源活用促進 ア 地域の未利用資源の活用推進 (ア) 調達可能な飼料原料の実態調査や未利用資源の利活用事例の調査を行うとともに、調査等を基に未利用資源を利用したエコフィード製造、製造した飼料の成分分析・安全性の調査や家畜への影響調査等を行い、未利用資源を利用した飼料の製造に向けて、取組方針、事業の規模・範囲、関係者の役割、製造方法、関連する手続等に関する計画を策定する。 (イ) 飼料生産・利用に向けた体制構築 (ア) の計画に基づき、飼料を製造するに当たり、安定した飼料生産・利用の確立に向けた検討や取組の検証及び計画の見直しを実施する。 (ウ) 未利用資源活用拡大の地域推進 地域での未利用資源の生産・利用拡大のため</p>	定額	<p>1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を生産局で取りまとめ、審査点数の高いものから順に予算の配分を行う。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。</p>

め、有識者や先進地域からの経験を活かしたアドバイザー・技術指導、飼料化事業者、畜産農家等への技術や取組内容の普及、他の取組者への技術協力、地域の未利用資源活用のための普及活動等を実施する。

イ 未利用資源の飼料利用体制の技術実践

未利用資源を活用した飼料を製造するために必要な器具・機材を導入する。

③ エコフィード生産利用体制高度化

ア エコフィード生産安定供給対策

(ア) エコフィード生産安定供給推進

a エコフィード生産安定供給計画の策定

原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィード製造コストの削減等のための製造方式の見直しによるエコフィードの生産安定供給計画を策定する。

b エコフィード生産安定供給体制の構築に必要な対策

エコフィード生産安定供給体制の構築に必要な技術検討会及び研修会の開催や食品排出業者等の実態調査等、体制構築に向けた必要な対策を実施する。

c エコフィード生産安定供給体制の構築の実証に必要な対策

エコフィード生産安定供給計画等に基づき、原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィード製造コスト削減等のための製造方法の見直しを実証し、栄養成分分析や製造コスト分析等を実施することにより、エコフィード生産安定供給計画で定めた目標達成に向けた実証を実施する。

1 / 2 以内 (ただし、器具・機材を利用した事業実施期間におけるリース経費とする。)

定額

<p>(イ) エコフィード生産安定供給技術実践 原材料の変化等に対応した栄養成分の安定化、エコフィード製造コストの削減等のための製造方式の見直しによるエコフィードの生産安定供給体制の構築を図るために必要な器具・機材を導入する。</p> <p>イ 高品質エコフィード生産利用対策</p> <p>(ア) 高品質エコフィード生産利用推進</p> <p>a 高品質エコフィード生産・給与等の構築に必要な計画の策定</p> <p>b 高品質エコフィード(エコフィード製造業者等が現状より食品循環資源利用率向上や製造工程規則等を定める事により、エコフィードの品質・栄養成分等の更なる向上を図って生産されるエコフィードのこと。以下同じ。)生産・給与体制等の構築を図ることによりエコフィード認証等を取得するための計画を策定する。</p> <p>b 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な対策 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な技術検討会及び研修会の開催やエコフィード認証取得者等の取組事例の実態調査等を実施し、体制等の構築に向けた必要な対策を実施する。</p> <p>c 高品質エコフィード生産・給与体制等の構築の実証に必要な対策 エコフィード認証等を取得するために必要な生産・給与体制等の構築に必要な実証を行い、栄養成分分析や技術指導等により、エコフィード認証等の取得に必要な高品質化を図るとともに、家畜への給与実証等を行うことにより、高品質エコ</p>	<p>1 / 2以内(ただし、器具・機材を利用した事業実施期間におけるリース経費とする。)</p> <p>定額</p>
---	---

<p>フィード生産・給与体制構築に向けた計画で定めた目標達成に向けた実証を実施する。</p> <p>(イ) 高品質エコフィード生産利用技術実践 高品質エコフィードの生産・給与体制等の確立を図ることによりエコフィード認証等を取得するために必要な器具・機材を導入する。</p>	<p>1 / 2 以内(ただし、器具・機材を利用した事業実施期間におけるリース経費とする。)</p>	
<p>(2) 肉用牛・酪農基盤強化対策 (放牧活用型)</p> <p>① 肉用牛放牧</p> <p>ア 放牧利用推進</p> <p>(ア) 放牧技術の習得に必要な対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導等の経費</p> <p>(イ) 放牧普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費</p> <p>(ウ) 地域内一貫体制構築を図るために必要な対策 地域内一貫体制構築を図るための検討会、情報の収集等の経費</p> <p>(エ) 理解醸成に必要な対策 地域住民を対象とした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費</p> <p>(オ) 放牧実施に必要な経費 放牧の実施に必要な牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費</p> <p>イ 放牧牛の導入 放牧牛(繁殖雌牛)の購入費及び導入経費(市場</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内(ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補</p>	<p>1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を生産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。</p> <p>(1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。</p> <p>(2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。</p> <p>2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。</p>

	<p>手数料、運搬経費等)</p> <p>ウ 放牧条件整備 (ア) 隔障物等の整備 電気牧柵一式、給水設備(水源からの引き込み施設を含む)、移動式スタンション等 (イ) 放牧衛生費 アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用 (ウ) 簡易整備資材費 簡易牛舎用の資材購入等に係る費用 (エ) 放牧地の簡易整備 土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等 (オ) その他放牧に必要な簡易施設の整備</p> <p>② 放牧酪農 ア 放牧利用推進 (ア) 放牧技術の習得に必要な対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導の経費 (イ) 放牧普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 (ウ) 地域内一貫体制構築を図るために必要な対策</p>	<p>助額の上限は、妊娠牛については、275千円、繁殖の用に供する雌牛については、175千円とし、このうち自家生産し、放牧牛として利用する牛については40千円とする。)</p> <p>1/2以内(ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10a当たり10千円とする。)</p> <p>定額</p>	
--	--	---	--

<p>地域内一貫体制構築を図るための検討会、情報の収集等の経費</p> <p>(エ) 理解醸成に必要な対策</p> <p>地域住民を対象とした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費</p> <p>(オ) 放牧実施に必要な対策</p> <p>放牧の実施に必要な牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費</p> <p>(カ) その他放牧の推進に必要な経費</p> <p>イ 放牧条件整備</p> <p>(ア) 隔障物等の整備</p> <p>電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む）、移動式スタンション等</p> <p>(イ) 放牧衛生費</p> <p>アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用</p> <p>(ウ) 簡易整備資材費</p> <p>簡易牛舎用の資材購入等に係る費用</p> <p>(エ) 放牧地の簡易整備</p> <p>土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等</p> <p>(オ) その他放牧に必要な簡易施設の整備</p>	<p>1 / 2 以内（ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 10 千円とする。）</p>
--	---

(別表 2)

事業内容及び応募者の要件について

事業名	事業メニュー	要件
4 草地生産性向上対策	(1) リスク分散型草地改良推進	<p>1 事業実施主体は次の(1)から(7)までに掲げる民間団体とする。</p> <p>(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (2) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) (3) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。) (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。) (5) 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。) (6) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。) (7) その他地方農政局長が認める団体。</p> <p>2 事業実施要件は次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業参加者数が3戸以上であること。 (2) 事業参加者の高位生産草地等への転換面積が、おおむね0.5ha(北海道にあっては1ha以上)であること。 (3) 合計転換面積が、おおむね5ha(北海道にあっては10ha以上)であること。</p>
5 飼料生産利用体系高効率化対策	(1) 飼料生産組織強化対策 ① ICT活用等による飼料生産作業の効率化	<p>事業実施主体は、次の1に該当する飼料生産組織とし、事業メニューの欄の(1)の①については次の2、事業メニューの欄の(1)の②については次の3を満たしている組織に限る。</p> <p>1 本事業の事業実施主体は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する</p>

	<p>対策</p> <p>② 粗飼料生産・販売による組織運営の強化対策</p>	<p>組織とする。</p> <p>(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>(2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>(3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>(5) 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む）。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。</p> <p>イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるものの所有に属しているもの。</p> <p>(6) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となつている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。</p> <p>(7) その他地方農政局長が特に必要と認める団体。</p> <p>2 粗飼料生産に係る受託作業（堆肥散布作業及びスラリー散布作業は除く。以下同じ。）又は販売向け粗飼料の生産作業（作付け作業から収穫作業までの作業をいう。以下同じ。）を3年以上行っている組織であること。</p> <p>3 粗飼料の生産・販売については、自ら所有あるいは借り受けた土地で、作付け・収穫作業から販売までを行う組織であること。ただし、稲わらの収集・販売については、収集作業から販売までを行う組織であること。</p>
--	---	--

		<p>なお、収穫物の販売先が自組織の構成員のみとする場合（出資関係にあるTMRセンターや畜産経営のみ等の場合を含む。）は、対象外とする。</p>
	<p>(2) 国産濃厚飼料生産利用推進 ① 生産・利用体制構築及び生産・利用拡大体制構築</p>	<p>1 事業実施主体は次の(1)から(10)までに掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会 (2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） (6) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下のア又はイに該当するものを除く） ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（(2)又は(4)）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの (8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (9) 協議会（次のアからウまでの全ての要件に適合している場合に限る。） ア 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。</p>

		<p>イ 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>(10) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)</p> <p>2 事業実施要件は次の(1)から(4)までのいずれかを満たす目標を設定すること。</p> <p>(1) 基準年度の実績に比べ、目標年度の作付面積が5%以上増加すること。</p> <p>(2) 基準年度の実績に比べ、目標年度の単収が5%以上増加すること。ただし、とうもろこしを生産する場合において、基準年の単収が10a当たり800kg以上1,000kg未満の場合は、目標年度の単収が3%以上増加すること、基準年の単収が10a当たり1,000kg以上の時は、1%以上増加すること。</p> <p>(3) 基準年度の実績に比べ、目標年度の生産コストが3%以上低減すること。</p> <p>(4) 基準年度以前の作付けにおける課題解決のため、新たな作付け方法等の実証等を目標年度までに行うこと。</p>
<p>6 国産飼料資源生産利用拡大対策</p>	<p>(1) 未利用資源活用対策</p> <p>② 地域の未利用資源活用促進</p> <p>③ エコフィード生産利用体制高度化</p> <p>ア エコフィード生産安定供給対策</p> <p>イ 高品質エコフィード生産利用対策</p>	<p>1 事業実施主体は、次の(1)から(11)までに掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>(2) 事業協同組合又は事業協同組合連合会</p> <p>(3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>(4) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。</p> <p>(5) 未利用資源を提供又は収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利</p>

		<p>用する畜産農家等が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、3人以上で構成されているものに限る。）</p> <p>(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>(7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>(9) 特定農業者団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）</p> <p>(10) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く）</p> <p>（ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300人を超えるもの</p> <p>（イ）その総株主又は総出資者の議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定による議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（（3）又は（7）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの</p> <p>(11) 協議会（次の（ア）から（ウ）までの要件に適合している場合に限る。）</p> <p>（ア）生産農家、利用農家、農業関係機関、（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により構成されていること。</p> <p>（イ）事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>（ウ）協議会規約において、一の手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>2 事業実施要件は次に掲げるとおりとする。</p>
--	--	--

		<p>(1) 地域の未利用資源活用促進</p> <p>(ア) 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(イ) 事業実施主体は、事業実施計画(地域の未利用資源活用促進)を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。</p> <p>(ウ) 事業実施主体は、未利用資源の調査及び計画の策定の取組を必須のものとする。(飼料生産・利用に向けた体制構築の取組については、複数年で実施する計画の場合は、2年目以降の取組で可能。)</p> <p>(2) エコフィード生産利用体制高度化</p> <p>(ア) エコフィード生産安定供給対策</p> <p>a 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。</p> <p>b 事業実施主体は、事業実施計画(エコフィード生産安定供給対策)を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、目標の設定にあつては、事業開始年度の前年度を基準年とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、当該目標は、次の(a)から(d)までのいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(a) エコフィード原料としていた原材料の供給量が基準年に比べ増加が図られるものであること。</p> <p>(b) エコフィードの製造コストについては、基準年の製造コストに比べ低減が図られるものであること。</p> <p>(c) エコフィード原材料の分別を基準年に比べ細分化等を行うものであること。</p> <p>(d) その他地方農政局長が認めるもの。</p> <p>c 事業実施主体は、エコフィード生産安定供給計画の策定の取組を必須とするものとする。</p> <p>(イ) 高品質エコフィード生産利用推進</p> <p>a 事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィードに係る民</p>
--	--	--

		<p>間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。</p> <p>b 事業実施主体は、事業実施計画(高品質エコフィード生産利用対策)を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、目標の設定にあつては、事業開始年度の前年度を基準年とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、当該目標は、次の(a)から(d)までのいずれかの取得等を満たすものとする。</p> <p>(a) エコフィード認証</p> <p>(b) 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準(平成 21 年 8 月農林水産省消費・安全局)に基づき認証する「農場 HACCP」)</p> <p>(c) 農場用 管理点と適合基準に基づき認証する「JGAP 認証」</p> <p>(d) エコフィード認証等の獲得に向けた原料の規格等を定めた規格書や飼料製造工程の規則等の策定及び必要となる機材・機器等の教育を受けるもの。</p> <p>c 事業実施主体は、高品質エコフィード生産・給与体制等の構築に必要な計画の策定の取組を必須とするものとする。</p>
	<p>(2) 肉用牛・酪農基盤強化対策</p>	<p>1 事業実施主体は次の(1)から(7)までに掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>(2) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>(3) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)及び農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。)</p> <p>(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。)</p> <p>(5) 株式会社又は持分会社であつて、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの。</p> <p>ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が</p>

		<p>300 人を超えるもの。</p> <p>イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式会社についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（（2）又は（4））に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。</p> <p>（6）協議会（次のアからウまでの全ての要件に適合している場合に限る。）</p> <p>ア 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。</p> <p>イ 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</p> <p>ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p> <p>（7）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）</p> <p>2 事業実施要件は次の（1）又は（2）のいずれかを満たす目標を設定すること。</p> <p>（1）肉用牛放牧にあつてはア又はイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 新たに放牧に取り組む場合、次のいずれかを満たしていること。</p> <p>（ア）目標年度の放牧頭数が 3 頭以上であること。</p> <p>（イ）放牧の用に供する放牧地の実面積が 50a 以上であること。ただし、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の地域別農業振興計画が同第 4 の 1 の（2）による認定を受けた場合であつて、放牧の用に供する放牧地が同第 3 の 3 の対象地域であるときは、放牧の用に供する放牧地の実面積は 15a 以上とする。</p>
--	--	---

		<p>イ 放牧を拡大する場合、次の（ア）に加え（イ）又は（ウ）の要件を満たしていること。ただし、目標年度の放牧期間が北海道、東北地方及び北陸地方にあっては180日以上、その他の地域にあっては240日以上の場合には、（ウ）の要件を満たすものとする。</p> <p>（ア）推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の放牧頭数がおおむね1割以上増加する計画であること。</p> <p>（イ）推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の放牧面積がおおむね1割以上拡大する計画であること。</p> <p>（ウ）推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の平均放牧期間（放牧に供する牛の年間放牧日数の平均）が1割以上増加する計画であること。</p> <p>（2）放牧酪農にあってはア又はイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 北海道で実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。</p> <p>（ア）搾乳牛等の集約放牧が行われていること。</p> <p>（イ）搾乳牛等の集約放牧の用に供する放牧地の実面積が、1頭当たりおおむね20a以上であること。</p> <p>（ウ）搾乳牛等の放牧期間については、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間を設定していること。</p> <p>（エ）1日の搾乳牛等の集約放牧の時間がおおむね1日8時間以上となっていること。</p> <p>イ 都府県で実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。</p> <p>（ア）搾乳牛等の放牧が行われていること。</p> <p>（イ）搾乳牛等の放牧の用に供する放牧地の面積が、1頭当たりおおむね10a以上であること。</p> <p>（ウ）搾乳牛等の放牧期間については、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間を設定していること。</p> <p>（エ）1日の搾乳牛等の放牧の時間がおおむね1日4時間以上となっていること。</p>
--	--	---

(別表3)

補助対象経費について

I 共通経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3万	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		円未満のものに限る)	
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費(ただし、基本料金は除く。)	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した

			実費弁済の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

II 事業別経費

4 草地生産性向上対策

(1) リスク分散型草地改良推進

費目	細目	内容	留意事項
謝金	原稿料	マニュアルの作成、研修会での講演等に必要原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

5 飼料生産利用体系高効率化対策

(1) 飼料生産組織強化対策

① ICT活用等による飼料生産作業の効率化対策

費目	細目	内容	留意事項
事業費		飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分析等に必要な	情報の蓄積・分析等に必要なソフトウェア等

		経費	
		I C T機器の購入又はレンタルに係る経費	G N S S ガイダンスシステム、自動操舵装置等の作業を支援する I C T 機器
		飼料生産作業の高効率化の実証に必要な作業機械の購入又はレンタルに係る経費	飼料生産作業の効率化に必要な作業機械（トラクター、自走式収穫機(特殊な機能を有するものは除く)、自走式運搬車、堆肥散布機、スラリー散布機等は補助対象外)とし、実証に必要な範囲の機能のものとする。
役務費		経営コンサルタント等を活用した経営診断及び改善に係る経費	取組初年度に限る。

※本対策については、生産資材費、I 共通経費のうち備品費、賃金、雑役務費のうち社会保険料及び通勤費、事業推進費は対象外。

② 粗飼料生産・販売による組織運営の強化対策

費目	細目	内容	留意事項
事業費	運搬費	販売先へのサンプル輸送経費	1 販売先当たり 3 ロールを上限。事業実施主体自ら輸送する場合は対象外。
	レンタル費	耕作放棄地等を利用するために必要な機械のレンタル経費	畦撤去、抜根等のために必要な機械等
	借上料	取組年度に収集した稲わら（ラップされた稲わらは除く）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウスや保管庫の賃料	事業実施主体当たり 195 千円以内／年(助成対象期間は 10 月～3 月)。
	免許試験費用	農業機械整備技能士の免許試験費用	事業実施主体当たり 3 名以内 (10 千円以内／人)。

		I C T機器の導入（購入、リース又はレンタル）及びデータ活用に係る経費	G N S S ガイダンスシステム等の I C T 機器、その情報の蓄積・分析等に必要なソフトウェア 等
		粗飼料の生産稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入（購入、リース又はレンタル）に係る経費 ※ただし、導入対象となる機械は、作付け作業～収穫梱包作業（稲わらの場合は反転集草作業～梱包作業）に係るものとし、事業実施主体自らが作業に利用するものに限る。	粗飼料の生産・販売の拡大に必要な作業機械（トラクター、フォークリフト、ブームスプレーヤ、自走式運搬車、堆肥散布機、スラリー散布機等は補助対象外）
役務費		経営コンサルタント等を活用した経営診断及び改善	

※本対策については、生産資材費、I 共通経費のうち賃金、雑役務費のうち社会保険料及び通勤費、事業推進費は対象外。

（２）国産濃厚飼料生産利用推進

費目	細目	内容	留意事項
事業費	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
	生産・調製機械等導入費	国産濃厚飼料の生産・利用の実証に必要な作業機械等の購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・財産管理台帳を整備すること。 ・国産濃厚飼料の生産・調製作業を実証するために必要な作業機械（乾燥機、破碎機、粉碎機、簡易な貯蔵保管施設、播種作業・収穫作業用機械とし、実証に必要な範囲の機能のものとする。
	実証用作業機械等レンタル費	国産濃厚飼料の生産・利用の実証に必要な作業機械等のレンタルに係る経費	実証に必要な範囲の機能のものとする。

6 国産飼料資源生産利用拡大対策

(1) 未利用資源活用対策

費目	細目	内容	留意事項
事業費	認証等料	本事業を実施するために直接必要な認証等の支援に必要な経費	認証エコフィールド及びエコフィールド利用畜産物認証の申請者が認証機関等に支払う費用に対し、支援する額は、その費用の1/2以内

(2) 肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	家畜等購入費	本事業の実施に直接必要な繁殖に供する肉専用種又は交雑種の雌牛の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること